

カナダの州人権法によるヘイト・スピーチ規制 (3・完)

奈 須 祐 治

【目次】

- I はじめに
- II カナダにおけるヘイト・スピーチ規制
- III 州人権法の下での法理の展開
 - 1. サスカチュワン州
 - ① サスカチュワン州の法規定
 - ② 「サンボのコショウ入れ」事件
 - ③ *McKinlay* 事件
 - ③ 「レッド・アイ」事件
 - ④ *Bell* 事件
 - ⑤ *Owens* 事件
 - 2. ブリティッシュ・コロンビア州
 - ① ブリティッシュ・コロンビア州の法規定 (以上 50 巻 2・3 号)
 - ② *CJC* 事件
 - ③ *Abrams* 事件
 - ④ *Stacey* 事件
 - ⑤ *Khanna* 事件
 - ⑥ *Carson* 事件
 - ⑦ *Elmasry* 事件
 - ⑧ *Pardy* 事件
 - 3. アルバータ州
 - ① アルバータ州の法規定
 - ② *Church of Jesus Christ Christian-Aryan Nations* 事件
 - ③ *Re Kane* 事件
 - ④ *Papez* 事件
 - ⑤ *Johnson* 事件
 - ⑥ *Lund* 事件
 - 4. 論点の整理 (以上 50 巻 4 号)
- VI *Whatcott* 事件
 - 1. 事件の概要

2. 判旨

- ①憎悪の定義
- ②憲法問題を審査する基準
- ③合憲性審査
- ④本件事実への適用

3. 判決の意義

- ①学説による判決の評価
- ②論点の整理

V 終わりに (以上本号)

VI *Whatcott* 事件

1. 事件の概要

2001年から2002年にかけて、「キリスト教徒の真理の活動家 (Christian Truth Activists)」と称する団体の代表を務めるビル・ワットコット (Bill Whatcott) が、レジャイナとサスカトゥーンにおいて、キリスト教への信仰に基づいて同性愛者を誹謗する内容の3種類のビラ (ビラ D, ビラ E, ビラ F・G) を配布した²⁹⁹⁾。これらのビラを自宅で受け取った4名が州人権委員会に不服を申し立て、当該文書が性的指向に基づいて憎悪を促進するものであり、人権法14条に違反すると主張した。

これに対してワットコットの側は、14条が憲章2条の信教及び表現の自由を侵害するものであり法令上違憲であること、本件ビラが14条に違反しないことを主張したが、審判所はいずれの主張も斥けた³⁰⁰⁾。前者の論点については、*Bell* 事件控訴審判決と *Owens* 事件女王座部裁判所判決に依拠して、14条は憲章2条が保障する信教及び表現の自由の合理的制約であると判断した³⁰¹⁾。後者については、*Owens* 事件審判所決定と女王座部裁判所判決でとられた客観テストに依拠して、すべてのビラが14条に違反することを認めた³⁰²⁾。審判所は、1名に2,500ドル、3名に5,000ドルの損害賠償を

299) 最高裁においても下級審においても、ビラ F・G を分けて、ビラは合計4種類とされているが、実際にはビラ F・G は同一のビラなので、ここでは3種類としておく。それぞれのビラの内容については巻末の資料参照。

300) *Wallace v. Whatcott*, (2005), 52 C.H.R.R. D/264, 272 (Sask. H.R.T.).

301) *See id.*, at 270-71.

302) *See id.*, at 269-70.

認め、さらに被告に本件（及び同種の）ビラの将来の配布を禁じる命令を出した³⁰³⁾。

ワットコットはこの決定を不服として、女王座部裁判所に訴えた。同裁判所は、*Owens* 事件控訴審判決に従って、審判所の決定を審査する基準としては正確性の基準が用いられると述べた³⁰⁴⁾。また、連邦人権法 13 条の禁止対象を限定した *Taylor* 事件判決と、サスカチュワン州人権法 14 条 1 項 b 号について同様の限定解釈を行った *Bell* 事件判決に依拠した *Owens* 事件控訴審判決を踏襲し、14 条 1 項 b 号に違反するといえるためには、激しく極端な感情の表明を伴うコミュニケーションでなければならないと判示した³⁰⁵⁾。このような判断枠組みに沿って問題のビラを検討した結果、裁判所は問題の各ビラが同性愛者を小児性愛者と同視している点等を問題にし、いずれのビラも 14 条 1 項 b 号に違反すると判示した³⁰⁶⁾。

これに対してワットコットが控訴した。控訴裁判所はワットコットの主張を認め、原審判決を破棄し、人権委員会側に訴訟費用の支払いを命じた³⁰⁷⁾。控訴裁判所は、*Owens* 事件控訴審判決が文脈を注意深く考慮して客観的に違法性を判断するアプローチをとったことを確認し、本件においても同様の方法論を用いた³⁰⁸⁾。そして、審判所と原審は、いずれのビラについても文脈を考慮せずに一部のフレーズを切り取って違法性を判断し、表現の自由と対抗利益の衡量も行わなかったと考えた³⁰⁹⁾。結論として、すべてのビラが 14 条 1 項 b 号に違反しないとされた³¹⁰⁾。

303) *See id.*, at 272. 損害賠償額に差が出たのは、1 名の原告が、賠償額を引き上げる 2001 年の法改正前に申立てを行ったからである。

304) *See Whatcott v. Saskatchewan Human Rights Tribunal*, 2007 SKQB 450, paras. 14-16, 61 C.H.R.R. D/401.

305) *See id.*, at paras. 17-21.

306) *See id.*, at paras. 22-26.

307) *Whatcott v. Saskatchewan Human Rights Tribunal*, 2010 SKCA 26, at para. 89, 317 D.L.R. (4th) 69. 同判決は、ハンター (Hunter)、スミス (Smith)、シャーストビトフ (Sherstobitoff) 裁判官によるもので、ハンターが法廷意見を、スミスが補足意見を執筆した。シャーストビトフ裁判官はそれら両方の意見に同調している。

308) *See id.*, at para. 66.

309) *See id.*, at paras. 68-87.

2. 判旨

最高裁は、6名の裁判官全員一致で判決を下した³¹¹⁾。判決に参加した裁判官は、マクラックリン (Beverley McLachlin) 長官、レベル (Louis LeBel) 判事、フィッシュ (Morris J. Fish) 判事、アベラ (Rosalie Abella) 判事、ロスシュタイン (Marshall Rothstein) 判事、クロムウェル (Thomas Cromwell) 判事である。ドゥシャンブ (Marie Deschamps) 判事は審理には加わったが、判決には参加しなかった³¹²⁾。判決はロスシュタイン判事によって執筆された。

法廷意見は本件における論点を次のように整理した。

1. サスカチュワン州人権法 14 条 1 項 b 号は、憲章 2 条 a 号を侵害するか。
2. 侵害する場合、憲章 1 条によって正当化できるか。
3. サスカチュワン州人権法 14 条 1 項 b 号は、憲章 2 条 b 号を侵害するか。
4. 侵害する場合、憲章 1 条によって正当化できるか。

法廷意見は 1・2 と 3・4 について同様の結論に至った。すなわち、1 と 3 について肯定しつつ、2 と 4 については、14 条 1 項 b 号の「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」という部分を違憲無効として同条から切り離れたうえで、「憎悪にさらず、若しくはその

310) *See id.*, at paras. 88-89. スミス裁判官の補足意見は、本件ビラはいずれも公共政策や性道德の問題についての論評という文脈でなされたものであり、しかも「個人」ではなく同性間の性「行為」を非難するものであることを強調した。*See id.*, at paras. 129-38 (Smith, J., concurring).

311) 本件の口頭弁論は 2011 年 10 月 12 日に行われ、判決は 2013 年 2 月 27 日に下された。弁論から判決までに 16 ヶ月もの期間があったのである。*See Cara Faith Zwibel, Reconciling Rights: The Whatcott Case as Missed Opportunity*, 63 S.C.L.R. 313, 321 (2013).

312) 口頭弁論が始まるまでに退官していたビニー (William Ian Corneil Binnie) 判事とシャロン (Louise Charron) 判事の後任として、モルデイバー (Michael J. Moldaver) 判事とカラカツァニス (Andromache Karakatsanis) 判事が任命されていた。しかし、この任命は弁論の数日後であったため、両判事は弁論にも加わらなかった。*See id.*, fn. 30. *See also* Jamie Cameron, *The McLachlin Court and the Charter in 2012*, 63 S.C.L.R. 15, fn. 68 (2013). *Keegstra* 事件と *Taylor* 事件の判決に参加していたのはマクラックリン長官のみである。*See id.*, fn. 75. 両事件で反対意見を書いて表現の自由を強く擁護したマクラックリン長官が、なぜ本件法廷意見に賛同したのかは明らかでない。これに関しては、マクラックリン長官が先例に従う義務を感じた可能性や、端的に見解を変更した可能性等が指摘されている。*See Zwibel, id.*, at 325.

傾向がある」という部分は憲章1条により正当化されると判示した。以下、判決の概要を紹介する。

①憎悪の定義

法廷意見は、サスカチュワン州の裁判所が、14条1項b号の解釈、適用において一貫して *Taylor* 事件判決の定義に従ってきたという認識を示す。*Taylor* 事件判決の定義とは、何度も確認したように連邦の人権法13条を、「異常に激しく深い嫌悪、中傷及び誹謗」を規制対象とするものとして限定解釈するものである。ワットコットと一部の訴訟参加人は、この定義には主観性と広範性の点で問題があると批判していた³¹³⁾。法廷意見はこうした批判を踏まえたうえで、この定義の有効性、又は修正、破棄の必要性を検討している。

法廷意見は「主観性」の問題を、①法適用を行う者の主観的見解によって恣意的かつ矛盾した結果が生じ (①—1)、かつ憎悪の禁止があまりに曖昧かつ主観的であるため、客観的に適用できずに萎縮効果を生む (①—2) という点と、②表現の「効果」ではなく表明された「思想」に焦点を当てる誤った傾向がみられるという点に整理している³¹⁴⁾。

これらの問題に應えるため、法廷意見はまず「通常人 (reasonable person) の基準」の採用を唱える。この基準は、「関連する文脈と状況を認識した通常人によって客観的に検討された場合に、問題の言論が標的集団の中の個々人を憎悪にさらす、又はその傾向があるものと理解されるか否か」により、違法性を判断するというものである³¹⁵⁾。

通常人の基準をとるとしても、「憎悪」という感情が個々人の経験によって左右される本質的に主観的なものであれば、客観的で一貫した適用は困

313) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 27.

314) See *id.*, at paras. 31-32.

315) 既に述べたように、同基準は *Owens* 事件控訴審判決で用いられ、*Whatcott* 事件控訴審判決でも踏襲されたものである。See *Hellquist*, 2006 SKCA 41, *supra* note 109, at paras. 58-60; *Whatcott*, 2010 SKCA 26, *supra* note 307, at para. 55. 法廷意見はこれを採用するにあたって、これら2判決のほか、*Re Kane*, *supra* note 233 と、*Elmasry*, *supra* note 188 を引用している。

難である。法廷意見は、法規定の文言の限定解釈と、立法目的に沿った法適用によってこの問題を回避できると論じている³¹⁶⁾。

法廷意見は、*Taylor* 事件判決が連邦の人権法 13 条が「異常に激しく深い嫌悪 (detestation)、中傷 (calumny) 及び誹謗 (vilification)」のみを制約するものとして限定解釈したことを確認する³¹⁷⁾。法廷意見は、このうち「嫌悪」と「誹謗」は本件州法が除去しようとする有害な効果を適切に言い表しているとしつつ、「中傷」は、「他者の評判を害することを意図した虚偽かつ悪意の不実表示」という辞書の意味に照らして、上記の定義には不要だったと判断した³¹⁸⁾。法廷意見は、ヘイト・スピーチの実体を審判所の先例を丁寧に引用しつつ 11 個の指標 (hallmarks) として示した *Warman v. Kouba* 事件決定³¹⁹⁾を参照した後、これまで *Taylor* 事件判決の定義が基準として用いられ、極端な表現のみが同定されてきたという認識を示す。法廷意見は、この方法論によれば単に不快にすぎない表現等は規制対象から排除され则认为る³²⁰⁾。

法廷意見は、ヘイト・スピーチの合憲性を審査するためのテストを特定の立法目的とリンクさせることが、主観性と広範性の問題を最小化させるための鍵になるとの認識も示す。そして、一般にヘイト・スピーチの規制は、単なる憎悪の感情ではなく、一部の集団に対する差別を煽動する可能性を持つ、最も極端な種類の表現の除去を目的とすると述べる。そのため、「ヘイト・スピーチを禁じる法規定の適用にあたって、裁判所は問題の表現が保護された集団を憎悪にさらし、立法府が除去しようとしている活動に潜在的に導く可能性が高いかどうかを評価しなければならない」³²¹⁾。

法廷意見は、「ヘイト・スピーチ法は、思想ではなく、公然となされた表

316) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at paras. 37-38.

317) See *id.*, at paras. 39-40.

318) See *id.*, at paras. 41-42.

319) 2006 CHRT 50. *Kouba* 事件が示した指標を紹介するものとして、小谷順子「アメリカとカナダの違いに学ぶ—ヘイトスピーチ規制の法律と判例」*Journalism* 282 号 61, 63 頁 (2013) 参照。

320) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at paras. 44-46.

321) See *id.*, at paras. 47-48.

現の態様、及びそれがもたらす効果を標的にしていなければならない」とする³²²⁾。「不快な思想の伝達の包括的な禁止は表現の自由の核心を損なうもので、表現の自由の権利の最小限の侵害とはみなしえない」³²³⁾。このように効果に焦点を当てる必要性から、通常人が文脈と状況に照らして、集団を誹謗する表現が差別その他の有害な効果を導く可能性を持っていると理解するかを検討することが求められる³²⁴⁾。

法廷意見は以上の判示事項を3点に要約する³²⁵⁾。第1に、裁判所はヘイト・スピーチ法を客観的に適用しなければならない。第2に、「憎悪」や「侮辱」という法律上の文言は、「嫌悪」や「誹謗」といった言葉で描写される極端な感情の表明に限定するよう解釈しなければならない。第3に、思想そのものではなく表現の効果に分析を集中させなければならない。ここでは、話者の意図は無関係であり、「差別を減少又は除去するという立法目的を念頭に置いて、表現が聴衆に対して起こしうる効果を判断することが鍵になる」。

要するに、ヘイト・スピーチ法の適用においては、「文脈と状況を認識した通常人が、当該表現を、禁止された差別事由に基づいて個人又は集団を嫌悪及び誹謗にさらす可能性が高いものとみなすか否かを客観的に判断」しなければならないのである³²⁶⁾。

②憲法問題を審査する基準

法廷意見は、本件法令の規定の合憲性審査にあたっては、*Dunsmuir* 事件判決³²⁷⁾に依拠して正確性の基準を用いるとした。

③合憲性審査

322) 効果に焦点を当てる必要性は、*Taylor* 事件判決の法廷意見によって既に強調されていたとされる。See *id.*, at paras. 54.

323) See *id.*, at paras. 49-51.

324) See *id.*, at paras. 52-53.

325) See *id.*, at paras. 56-58.

326) See *id.*, at para. 59.

327) Citing, *Dunsmuir*, *supra* note 115, at para 58.

(i) 2条b号の侵害

法廷意見は、最初に *Irwin Toy* テストを用いて2条b号の侵害の存否を審査した。法廷意見は、14条1項b号が規制の対象とする活動は明らかに表現行為であることから、憲章2条b号の侵害を簡単に認めた³²⁸⁾。

(ii) 1条による正当化

a) 文脈的、目的的アプローチ

続いて法廷意見は、*Oakes* テストを用いて1条の審査を行った。法廷意見は、同テストを適用するにあたって「文脈的、目的的アプローチ」の必要性を説く。すなわち、利益衡量にあたって表現の自由の基底にある価値、及びカナダの国際法上の義務を検討に入れなければならないとする³²⁹⁾。これらはⅡでみたように、既に *Keegstra* 事件判決、*Taylor* 事件判決等で確認されていたことである。

法廷意見は、*Oakes* テストの1が満たされることは簡単に認め³³⁰⁾、2の審査を以下のように詳細に行っている。

b) 目的の重要性

法廷意見は、14条1項b号の目的は、同法3条に述べられていることを確認する³³¹⁾。しかし、法廷意見は同法固有の立法目的を詳細に調査、検討する手法はとらず、ヘイト・スピーチ法一般の目的を以下のように分析している。

まず、法廷意見は *Keegstra* 事件判決及び *Taylor* 事件判決がヘイト・スピーチの害悪の証拠として参照したコーエン委員会報告書に触れ、同書が指摘したヘイト・スピーチの問題は約50年を経ても現存しており、むしろインターネットがさらなる影響を生んでいるという認識を示す³³²⁾。そして、

328) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 62.

329) See *id.*, at paras. 65-67.

330) See *id.*, at para. 68.

331) 3条は、a号において「人類の全構成員の固有の尊厳及び不可譲の平等権の承認を促すこと」、b号において「万人を自由かつ尊厳及び権利において平等にするというサスカチュワン州の公共政策を促進し、差別を阻止し、かつ除去すること」を目的に掲げている。

法廷意見は、標的集団の個々の成員に対する害悪と社会全体への害悪を認定した *Keegstra* 事件判決法廷意見を踏襲しつつ、特に後者の害悪を強調し、次のようにその内容を敷衍した。

ヘイト・スピーチが流布されることで、ある集団が劣等で、人間以下の存在である等と考えられるようになり、当該集団全体及びその成員の平等な権利や地位の否定を正当化することがより容易になる。そして、ヘイト・スピーチは、差別、排斥、隔離、追放、暴力、果てには虐殺といった、後のより広範な攻撃の礎石を敷く³³³⁾。さらに、ヘイト・スピーチは標的集団の自己実現の能力を奪い、民主政への参加を妨げる³³⁴⁾。

法廷意見は、特に民主政への参加の阻害という点に関して以下のような注目すべき議論を展開する。ヘイト・スピーチが蔓延することにより、標的集団は、民主的熟議に参加する前提条件として、自身の基本的人間性や社会的地位を擁護するよう強いられる。本件でいえば、同性愛者は小児性愛者なので学校で同性愛的行為を論じるべきでないと言われたことで、同性愛者が学校における同性愛的行為の扱いに関する議論に参加する前に、予め同性愛者が小児性愛者であるという立場を打ち負かし、対等な社会的地位を得る必要に迫られる³³⁵⁾。

法廷意見はこのように論じたうえで、いくつかの先例³³⁶⁾においてもヘイト・スピーチの害悪が認められてきたことを確認し、本件立法目的が「差し迫った、かつ実体的な」ものであることを承認した³³⁷⁾。

c) 手段の比例性

法廷意見は、比例性審査の厳格度に関する重要な判示を行っている。すなわち、法廷意見はいくつかの先例³³⁸⁾を引用し、比例性審査においては完

332) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 72.

333) See *id.*, at paras. 73-74.

334) See *id.*, at paras. 75.

335) See *id.*, at paras. 75-76.

336) Citing *Ross*, *supra* note 26; *R. v. Sharpe*, 2001 SCC 2, 1 S.C.R. 45; *Thomson Newspapers Co. v. Canada (Attorney General)*, [1998] 1 S.C.R. 877, 159 D.L.R. (4th) 385.

337) See *Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 77.

全性は求められず、立法府が選択したアプローチに相当な敬讓がなされなければならないという。裁判所は、「議会がいくつかの合理的な代替手段のうちの1つを選択したか」を問うに留まる³³⁹⁾。この基準は、アメリカの連邦最高裁が厳格審査において用いるものよりはるかに緩やかなものである。

〔合理的関連性〕 法廷意見は、ヘイト・スピーチ法の主たる関心について次のようにいう。規制の要点は、ヘイト・スピーチが偏見やステレオタイプ等を永続化し、標的集団の権利を害するのみならず、社会的不調和を生むことにある。それゆえ、合理的関連性テストを満たすには、規制が個人ではなく集団に対する害悪を狙ったものとなっていなければならない。このことは、個人への害悪を軽視するものではなく、あくまで個人への害悪が集団への害悪から派生するものと考えているにすぎない³⁴⁰⁾。

集団に対する社会的害悪は、可能な限り客観的に評価されなければならない。個人の感情的反応の保護のみを目的にした規制は正当化されない。ヘイト・スピーチ法の目的は、標的となる集団の社会的地位を保護することにあるからである。本件州法が「公的な」コミュニケーションのみを禁じているのは、このことを反映している³⁴¹⁾。また、規制が合理的関連性の要件を満たすためには、それが個人的特徴ではなく、他者によって共有される集団の特徴に基づく害悪に向けられていなければならない³⁴²⁾。

これらの前提の下、法廷意見は14条1項b号の規定の合理的関連性を審査し、結論としては「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」の部分（以下、「嘲笑等の部分」）を違憲無効として、「憎悪にさらす、若しくはその傾向がある」の部分（以下、「憎悪の部分」）

338) *Citing R. v. Videoflicks Ltd.*, [1986] 2 S.C.R. 713, 35 D.L.R. (4th) 1; *Irwin Toy Ltd.*, *supra* note 48; *Canada (Attorney General) v. JTI-MacDonald Corp.*, 2007 SCC 30, 2 S.C.R. 610.

339) *See Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 78.

340) *See id.*, at paras. 79-81.

341) *See id.*, at paras. 82-83.

342) *See id.*, at para. 84. なお、法廷意見は、一般に人権法はマジョリティに対するヘイト・スピーチも法文上は規制の対象にしているものの、ヘイト・スピーチは事実上常にマイノリティに向けられるものであることが経験により示されていると指摘する。

を合憲とする注目すべき判断を下した³⁴³⁾。理由は概ね以下のとおりである。

サスカチュワン州の裁判所は、*Taylor* 事件判決以前から嘲笑等の部分を根拠にして基準を下げることはなかった。また、同判決以後もその定義に沿って極端な表現のみが禁止されると解してきた³⁴⁴⁾。ところが、一部の訴訟参加人は、そのような解釈が示されているとしても法改正はなされていないこと、限定解釈を行う旨の宣言がなされていないこと、萎縮効果が懸念されることを指摘する³⁴⁵⁾。確かに、嘲笑等の表現は *Taylor* 事件判決の定義にいう極端な感情のレベルに達するものではない。単に不快にすぎないというだけでは、表現の自由の侵害を正当化することはできない³⁴⁶⁾。

嘲笑等の部分を違憲無効とする場合、14 条 1 項 b 号から当該部分を分離できるかが問題となる。法廷意見は州法務総裁の口頭弁論における見解を参考にして、立法府の意図に反することなくその部分を分離できると解した³⁴⁷⁾。そこで、法廷意見は 14 条 1 項 b 号を次のように読み替えた。

(b) 禁止される事由に基づいて、個人若しくは集団を、憎悪にさらす、若しくはその傾向があるもの。

なお、ワットコットの側は、14 条 1 項 b 号の効果が立法目的と対立するため、合理的関連性が欠けるとも主張した。その論拠としては、当該規定により、州人権委員会が性的行動に関する宗教的言論を差別するのを許容してしまうこと、法違反者を殉教者にしてしまうこと、ヘイト・クライム、及びキリスト教徒に対する憎悪を増大させてしまうことを挙げている。これに対し、法廷意見は本件規定の宗教的言論への差別的効果は最小限のものとして合理的に正当化されること、本件規定がヘイト・スピーチやヘイト・

343) *See id.*, at para. 92.

344) *See id.*, at paras. 86-87 (*citing Engineering Students' Society*, (1989), 56 D.L.R. (4th) 604, *supra* note 89; *Bell*, (1994), 114 D.L.R. (4th) 370, *supra* note 101; *Hellquist*, 2006 SKCA 41, *supra* note 109; *Whatcott*, 2010 SKCA 26, *supra* note 307).

345) *See Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 88.

346) *See id.*, at paras. 89-91.

347) *See id.*, at para. 93.

クライムを抑止できないことは致命的ではないことを挙げ、この主張を斥けた³⁴⁸⁾。

〔侵害の最小限性〕 侵害の最小限性の審査にあたっては、法廷意見は緩和された審査基準が妥当することを確認した。すなわち、法廷意見は、競合する政策オプションの中で選択を行うのは立法府の役割であり、選択されたオプションが「一連の合理的に支持しうる代替手段 (a range of reasonably supportable alternatives)」のうちの1つである限り、テストは満たされるという³⁴⁹⁾。法廷意見は、こうした前提の下で侵害の最小限性を審査した。

本件規定の代替手段として、①あくまで思想の市場を信頼すべきだとする主張、②暴力の脅し、唱道、正当化に限って刑事法等により規制すべきだとする主張がなされた。また、②に関して、単なる害悪の危険ではなく現実の害悪の証明が要求されるべきだともいわれた³⁵⁰⁾。法廷意見は、①については、*Keegstra* 事件判決の法廷意見を引用したうえで³⁵¹⁾、ヘイト・スピーチが標的集団に属する個々人の民主政への参加や自己実現の機会を減じるものであることを根拠に、この主張を斥けた。②については、人権法による救済は刑事規制に比べて憲法上の諸価値を侵害する程度が低いとするサスカチュワン州法務総裁の主張、人権法が犠牲者にとってアクセスし

348) *See id.*, at paras. 96-98. 法廷意見は、聴聞を行ったり、場合によって停止命令を発したりするプロセス自体がカナダ人に機会の平等と不寛容の除去に対する基本的コミットメントを想起させるとした *Taylor* 事件の法廷意見を引用している。

349) *See id.*, at para. 101.

350) ②の主張は Richard Moon, *Report to the Canadian Human Rights Commission Concerning Section 13 of the Canadian Human Rights Act and the Regulation of Hate Speech on the Internet* (Ottawa: Canadian Human Rights Commission, 2008), 現実の害悪の証明を求める議論は L. W. SUMNER, *THE HATEFUL AND THE OBSCENE: STUDIES IN THE LIMITS OF FREE EXPRESSION* (2004) によってなされているものである。これらの学説は別稿で詳しく紹介する。

351) *Citing Keegstra, supra* note 44, at 766 (合理性がすべての虚偽を克服するという見解を過大に評価すべきでないこと、ヘイト・スピーチが表現の自由が寄って立つ原理を損なうこと等を述べる)。

やすく安価であるとする同州人権委員会の主張、民事的救済のみが差別的言論に対応する効果的な機構を提供するという先住民の訴訟参加人の主張等を取りあげ、刑事法に限ることは効率性を損なうと判断した³⁵²⁾。

ワットコットの側は、14条1項b号が過度広範で必要以上の表現を捕捉していること、道徳的行為や社会政策に関する言論に萎縮効果をもたらすことを批判した。

この点について、法廷意見はいくつかの指摘を行った。第1に、法廷意見は14条1項b号の文言を検討し、概ね以下の理由づけにより、合理的関連性における分析と同様に、嘲笑等の部分は過度広範であり最小限性の要件を満たさず違憲であるが、残りの憎悪の部分は合憲であると判断した³⁵³⁾。嘲笑等の部分は、標的集団を極端な嫌悪や誹謗にさらすまでには至らない多くの表現を捕捉してしまう。表現の自由の制約を禁止する14条2項が置かれていることから分かるように、14条1項b号の目的は、思想を検閲すること等ではなく、表現の自由の制限を最小限に留めつつヘイト・スピーチの害悪に取り組むことである。一方で、残りの憎悪の部分は合憲である。この部分は、法が抑止を図っている種類の害悪を引き起こしうる表現だけを捉えるものである。

第2に、法廷意見は、*Keegstra* 事件判決及び *Taylor* 事件判決の法廷意見を引用し、憲章によって保護される表現には価値の高低があることを認め、14条1項b号が規制の対象とする表現は相対的に価値が低いという³⁵⁴⁾。この点について法廷意見は、ヘイト・スピーチは真実の探求を犠牲にし、標的集団を沈黙させることにより、思想の強靱かつ自由な交換を歪め、制限し、犠牲者の自己実現を犠牲にして話者の自己実現を達成するものであると論じる³⁵⁵⁾。

第3に、法廷意見は、本件表現が社会政策上の議論に関する論評を含むものであり、それゆえ憲章の保障の核心にある表現であるとのワットコッ

352) *See Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at paras. 102-6.

353) *See id.*, at paras. 108-11.

354) *See id.*, at paras. 112-14.

355) *See id.*, at para. 114.

トの主張を検討している。法廷意見は以下のように述べてこの主張も斥けた³⁵⁶⁾。言論が公共政策に関する議論の中でなされているというだけで、その有害な影響が浄化されるわけではない。政治的表現が対立する見解の交換を奨励することによって民主政に貢献するものである一方で、それとは全く反対に、ヘイト・スピーチは標的集団による返答を困難又は不可能にし、討論を窒息させることによって対話を閉ざす。14条1項b号は、表現の自由の価値にほとんど貢献しない極端な種類の言論のみを禁止するものにすぎず、別の方法で同性愛的行為に対する反対を表明することが可能である。

第4に、法廷意見は、本件の言論が性的「指向」ではなく性的「行動」を批判するものであり、14条1項b号に違反しないとするワットコットの主張を取り上げている。これについて法廷意見は、性的指向と性的行動は一定の目的で区別可能であるが、行動への攻撃が真の標的を覆い隠すためになされている場合にはこうした区別を持ち出すことはできないとする。法廷意見はその例として、同性愛者によってのみ実行される性的行動を卑下するような場合や、特定集団のアイデンティティに不可欠であり、かつそれと不可分な行動に向けられている場合を挙げる³⁵⁷⁾。

法廷意見は、(1)意図の証明の要件、(2)害悪の証明の要件、(3)抗弁規定のそれぞれが欠如していることを理由に、14条1項b号が過度広範であるとの主張も検討した。

法廷意見は、(1)については、意図的な差別よりも構造的な差別を問題にし、意図よりも効果に力点を置くことは正当であると判断した *Taylor* 事件判決の法廷意見をそのまま確認した³⁵⁸⁾。

(2)については、ヘイト・スピーチと有害な効果との間の明確な因果的連関を論証せず、単なる害悪の可能性又は危険によって言論の制約を正当化できないとする見解に次のように反論を加えた³⁵⁹⁾。当裁判所は過去の事例において、言論の害悪について「合理的な懸念 (reasonable apprehension)」

356) *See id.*, at paras. 115-20.

357) *See id.*, at paras. 121-24.

358) *See id.*, at paras. 126-27.

359) *See id.*, at paras. 128-35. この見解はサムナー等によるものであり、上記のように本件規定の代替手段の存否に関して援用されていたものだが、法廷意見はここで回答している。*See supra* note 350.

アプローチを採用してきた³⁶⁰⁾。このアプローチは害悪の正確な因果的連関の証明を要求せず、ヘイト・スピーチを含む一定の活動が社会的害悪を生むことを認識する際に、「常識と経験」を用いることを認めるものである。ヘイト・スピーチの差別的効果はカナダ人の日常的知識と経験の一部となっているので、サスカチュワン州の立法府はヘイト・スピーチの結果としての社会的害悪の合理的な懸念を持つことが許される。

(3)は、本件州法の規定が、真実性の証明等の各種の抗弁を設けていないことを問題にするものである。法廷意見はこの点について、*Keegstra* 事件判決及び *Taylor* 事件判決の法廷意見が、憎悪の煽動を意図して伝達される真実の言明が刑事規制から除外される必要はないと判示し、かつ *Keegstra* 事件判決の法廷意見が、過失又は無過失による表現である場合の抗弁を提供していないことも憲章に違反しないとしたことを確認する³⁶¹⁾。

また、法廷意見は、a) 真理の探求が表現の自由の最も強力な正当化論なので、真実性の抗弁の欠如は問題だとする批判、b) 善意かつ宗教的信仰に基づいてなされた言論はより強く保護されるか、絶対的抗弁を与えられるべきであるとする批判、c) 洗練さを欠く市民が、道徳及び公教育に関する議論への参加を妨げられるという批判を検討した³⁶²⁾。法廷意見は、a) に対しては、真実の言明であっても標的集団を憎悪にさらすものはあり、これらを規制しても真理の探求の価値論とは矛盾しないとする。b) に対しては、こうした主観的主張は法の客観的適用には無関係であるし、これが認めら

360) *Citing Thomson Newspapers Co.*, *supra* note 336, at paras. 115-16 (「害悪の可能性がカナダ人の日常的知識と経験の範囲内であるか、事実の決定と価値判断が重複する場合には、常識を裁判の理由づけに適切に用いる。」) ; *Irwin Toy Ltd.*, *supra* note 48, at 990 (「政府には、幾分決定的でない社会科学的証拠に基づいて、正当な目的を形成する裁量の余地が与えられている。」) ; *Keegstra*, *supra* note 44, at 857 (McLachlin, J., dissenting) (「特定のメッセージの表明が最終的にそれにさらされるすべての人々に与える影響を正確に評価することは端的に不可能である。」) ; *R. v. Butler*, [1992] 1 S.C.R. 452, at 504, 89 D.L.R. (4th) 449 (「議会は、性的関係における暴力、残酷行為、人間性の抹殺を描く表現物にさらされた個人の感受性の鈍化から生じる『害悪についての理にかなった懸念』を持つことが許されるべきである。」) ; *Sharpe*, *supra* note 336, at para. 89 (「科学的意見において意見の一致を欠くことは致命的ではない。複雑な人間の行動は正確な科学的証明に適さない。」)。

361) *See Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at paras. 137-38.

362) *See id.*, at paras. 139-44.

れたら絶対的な抗弁が提供されることになり規制が骨抜きになってしまうと批判する。そして、c) に対しては、本件規定の目的は標的集団の保護であり、表現が洗練さを欠くかどうかにかかわらず、客観的にみて憎悪の定義が満たされれば違法性を認めうると論じた。

以上のように、法廷意見はかなりの字数を割いて最小限性の要件がクリアされることを論証した。

[手段の生む効果の比例性] 法廷意見は *Oakes* テストの 2-2-3 については、以下のように述べて簡単に要件の充足を認めた³⁶³⁾。14 条 1 項 b 号は調停的、救済的な方法を採用しており、ワットコットのよう人々が法の枠内で見解を表明することを許容するプロセスを提供している。ワットコットは、罰金や損害賠償の支払いを命じられることで、規制利益を上回る消極的効果が生まれると主張する。しかし、損害賠償責任が認められることは稀であるし、2000 年の法改正³⁶⁴⁾で本法違反により自由刑を科すことができなくなり、和解的・調停的性格が強化された。さらに 2011 年の法改正³⁶⁵⁾で審判所による審理が廃止され、女王座部裁判所が最初に申立てを受理することとされた。これらの経緯を踏まえると、この主張は説得力を欠く。

以上により、法廷意見は嘲笑等の部分が 1 条の比例テストを満たさないとする一方で、残りの憎悪の部分はこのテストを満たすと判断した³⁶⁶⁾。

④本件事実への適用

法廷意見は続いて適用審査を行った。法廷意見は、上記のように憲法問題を審査する基準については先例に基づいて正確性の基準を用いたが、適

363) *See id.*, at paras. 148-50.

364) S.S. 2000, c. 26.

365) S.S. 2011, c. 17.

366) 法廷意見は、憲章 2 条 a 号の良心及び宗教の自由の侵害についても、2 条 b 号の表現の自由と同一の結論を導いた。すなわち、14 条 1 項 b 号が 2 条 a 号を侵害するとしうえて、嘲笑等の部分に限って合理的関連性及び最小限の侵害要件を満たさないが、それ以外は *Oakes* テストのすべての要件を満たすと判示した。*See id.*, at paras. 152-64.

用審査においては合理性 (reasonableness) の基準を用いることとした。本件第1審及び控訴審は *Owens* 事件控訴審判決を引用して正確性の基準を採用したが、法廷意見は、同判決が *Dunsmuir* 事件判決以前に下されたものであることから、これを見直す必要があるとみた³⁶⁷⁾。

Dunsmuir 事件判決は、審判所が自身の根拠法やその機能に密接に関連する法令を解釈する際には敬讓がなされるべきであるとし³⁶⁸⁾、その後の *A.T.A.* 事件判決は、憲法問題、全体としての法システムにとって中心的な重要性を持ち、かつ審判所の専門領域外の法的问题、2つ以上の競合する専門審判所の間の管轄にまたがる問題等については敬讓を認めるべきであるとしていた³⁶⁹⁾。

法廷意見は、本件では審判所がまさに自身の権限等を定める法令を解釈、適用しており、審判所の決定が十分に専門知識の範囲内にあるといえるし、法システムにとって中心的な重要性を持つ問題を伴うものでもなかったと判断し、合理性の基準を用いるべきだとしたのである³⁷⁰⁾。

法廷意見は本件文書が公表された文脈として、同性愛者に対する差別の歴史が存在すること、及びその平等権の保障が比較的最近になって承認されたこと、公立学校のカリキュラムの適切な内容についての議論が行われていること、また同性愛的行為の道徳性について公的関心事の対象となっており、かつ議論が行われていることを挙げている³⁷¹⁾。

そして、法廷意見は原審判決のいくつかの結論を斥けた。第1に、同判決は、審判所が本件言論が性的道徳や公共政策に関する継続する議論の一部であることを十分に考慮しなかった点を問題とした。これについて法廷意見は、標的集団の権利が継続的議論の対象になっていることは、その集団を憎悪にさらすことを正当化しないと批判した。法廷意見はこうした結論を裏づけるために、14条1項b号が捕捉する表現はほとんど価値を持た

367) *See id.*, at paras. at 166-67.

368) *Citing Dunsmuir*, *supra* note 115, at para. at 54.

369) *Citing A.T.A. v. Alberta (Information & Privacy Commissioner)*, 2011 SCC 61, at para. 30, 3 S.C.R. 654.

370) *See Whatcott*, 2013 SCC 11, *supra* note 6, at para. 168.

371) *See id.*, at para. 169.

ない憎悪煽動表現であることを指摘した³⁷²⁾。

第2に、原審は、審判所がワットコットのビラの一部分だけを取り出してそれを違法としたことを問題とした。これに対して法廷意見は、公共政策に関する討論の体裁をとっているというだけでその違法性が浄化されるとは限らないのであり、1つのフレーズや文でも法に違反する可能性は否定できないとした³⁷³⁾。

第3に、原審は本件ビラが性的指向ではなく性的行動を攻撃するものであるとして審判所の決定を批判した。これに対して法廷意見は、本件ビラは一定の性的行動の道德性に関する議論を行っているようにみえるが、特定の性的指向を持つ者が実行する性的行動のみを標的としたものだったと指摘している³⁷⁴⁾。

法廷意見は、既に述べた基準に照らして審判所の法適用の妥当性を判断した。すなわち、法の目的を考慮に入れたうえで、「関連する文脈や状況を認識した通常人が、当該表現が禁止される差別事由に基づいて個人や集団を嫌悪、誹謗にさらす、又はその可能性が高いとみなすかどうか」を判断した。

法廷意見は、審判所によるテストの客観的適用、立法目的の考慮については問題がなかったと判断した³⁷⁵⁾。残る論点は、審判所が *Taylor* 事件判決の定義に沿って、極端な憎悪の表明のみが規制の対象となるように14条1項b号を適用したか否かであった。これについて法廷意見は、ビラD・Eに関する審判所の結論を支持したが、F・Gに関してはそれを斥けた。

法廷意見は、ビラD・Eのいくつかの記述は、同性愛者を、子どもを危険にさらす感染病者、セックス中毒、小児性愛者等と同視するものであり、上述の *Kouba* 事件決定にいう憎悪の指標の多くにあてはまるとみなした。また、ビラD・Eは明白に同性愛者の差別的取扱いを求めるものでもあるから、これらが14条1項b号に違反するとした審判所の決定を是認できる

372) *See id.*, at paras. 171-72.

373) *See id.*, at paras. 173-75.

374) *See id.*, at paras. 176-77.

375) *See id.*, at paras. 179-80.

と結論づけた³⁷⁶⁾。

これに対して、法廷意見は以下の理由づけにより、ビラ F・G のいかなる記述も 14 条 1 項 b 号に違反しないと考え、審判所は *Taylor* 事件判決と *Bell* 事件判決に沿った解釈、適用を行わなかったと判断した³⁷⁷⁾。第 1 に、「サスカチュワン州最大のゲイ専門誌が、少年を求める男のための広告を受け入れている」という箇所は、不快ではあるがワットコットによる広告の意味の解釈にすぎない。第 2 に、聖書からの引用である、『『これらの小さい者のひとりを躓かせるくらいなら、ひき臼を首にかけられて海の深みに沈められるほうが、その人の益になる』イエス・キリストよ』という部分は、*Owens* 事件控訴審判決が言うように、聖書からの引用であるため慎重に解釈する必要があるし、複数の意味を含んでもいる。最後に、「サスカチュワン州において、このようなことが合法であるはずがない」という部分は、嫌悪や誹謗を表明する言葉と併せて用いられていないし、合法的な公的討論への貢献でもある。

かくして法廷意見は、ビラ D・E については審判所の決定を是認して原審判決を覆す一方で、ビラ F・G については審判所の決定を斥けて原審判決を支持した。

法廷意見は以上の結論を前提に、申立人のうち、ビラ D・E を受領した 2 名に対する損害賠償責任は肯定し、この部分に関する原審判決を覆し、審判所の決定を認容した。一方、ビラ F・G を受領した 2 名に対する責任は否定し、この部分は原審判決を認容した³⁷⁸⁾。訴訟費用はすべてワットコットの負担とされた。

法廷意見の内容は以上のとおりである。これを冒頭に掲げた論点への回答としてまとめると次のようになる。

1. サスカチュワン州人権法 14 条 1 項 b 号は、憲章 2 条 a 号を侵害するか。

376) *See id.*, at paras. 186-93.

377) *See id.*, at paras. 194-202.

378) *See id.*, at paras. 203-5.

〔解答〕 侵害する。

2. 侵害する場合、憲章1条によって正当化できるか。

〔解答〕 嘲笑等の部分は宗教の自由に対する合理的制限とはいえず、違憲無効である。この部分は残りの部分から分離可能である。残りの憎悪の部分は憲章1条によって合理的かつ明確に正当化される。

3. サスカチュワン州人権法14条1項b号は、憲章2条b号を侵害するか。

〔解答〕 侵害する。

4. 侵害する場合、憲章1条によって正当化できるか。

〔解答〕 嘲笑等の部分は表現の自由に対する合理的制限とはいえず、違憲無効である。この部分は残りの部分から分離可能である。残りの憎悪の部分は憲章1条によって合理的かつ明確に正当化される。

3. 判決の意義

①学説による判決の評価

この事件は非常に大きな注目を集め、最高裁史上最多の訴訟参加人を記録したといわれる³⁷⁹⁾。この判決に対する賛否は分裂している。

従来のヘイト・スピーチ規制支持者は基本的に判決を肯定的に評価している。たとえば、保守派による人権法に対する攻撃のなか、人権法とその下で活動する諸機関を擁護する議論を展開したエリアディス (Pearl Eliadis) は本判決の画期的意義を強調する³⁸⁰⁾。

エリアディスによれば、*Whatcott* 事件の全員一致の判決により、*Taylor* 事件判決の有効性が確認され、ヘイト・スピーチ規制法の合憲性をめぐる疑義に対して明確な回答が示された。そして、これによりブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州等の憎悪煽動型の規定の合憲性が是認されることにもなった。また、本判決により、人権委員会と審判所の役割の正統性が改めて認められた³⁸¹⁾。

379) See Peter Bowal & Colin McKay, *The Whatcott Case: Balancing Free Speech and Social Harmony*, *Lawnnow*, July 7, 2014, <https://www.lawnnow.org/whatcott-case-balancing-free-speech-social-harmony/>.

380) See ELIADIS, *supra* note 40, at 216.

381) See *id.*, at 231-32.

この分野で議論を主導してきたケン・ノーマンも、本件判決を肯定的にみている。ノーマンは、*Whatcott* 事件判決が、「包摂性、多様性及び平等」というカナダの基底的な憲法的価値にとって非常に重要な問題に関して、単一の声をもって語ったことを称賛する」と述べたうえで、判決が市民的及び政治的権利に関する国際規約や人種差別撤廃条約の下でカナダが負う義務と調和するテストを確認したと述べている³⁸²⁾。またノーマンは、最高裁が性的行動への攻撃が、性的指向への攻撃とは区別されるというワットコット側の主張を斥けた点について、同性愛嫌悪表現を人種主義的言論と同じ土俵に置いたものとして評価している³⁸³⁾。

ただ、本件法律の起草者でもあるノーマンは、本判決が一部違憲の判断を下したことには率直に不満を表明している。ノーマンは本件法律の目的規定に、全人類の固有の尊厳と、平等で不可譲な権利を保障する世界人権宣言のビジョンを反映させようとしたという。14条1項b号の「嘲笑し、卑下し、若しくはその他の方法によりそれらの尊厳を傷つける」という部分はこうした目的規定を具現化するものだったのである。ノーマンはこのような理由で、法廷意見が立法目的を参照する必要性を強調しながら当該部分を違憲と判断したことを嘆いている³⁸⁴⁾。

382) See Ken Norman, *Free Speech: 'The Right to Be Stupid' v. 'Words Matter'*, Jurist - Forum, March 19, 2013, <http://jurist.org/forum/2013/03/ken-norman-hate-speech.php>.

383) See Ken Norman, "Words Matter": A Case Comment on the *Whatcott* Judgment, 77 SASK. L. REV. 105, 110 (2014).

384) See *id.*, at 112-13. 上記のように、法廷意見は立法目的を検討する必要性を強調しながら、本法固有の目的ではなくヘイト・スピーチ法一般の目的を論じるというアプローチを選んだ。これが本法の目的を見落とした原因となった可能性はある。なお、本判決の大半を擁護しつつ、一部の問題を指摘する論者として、ほかにフレイマン (Mark J. Freiman) がいる。フレイマンは本判決を「合理性 (reasonableness)」という概念を鍵にして読み解こうとする。フレイマンによれば、この判決において4つの場面で合理性が現れる。すなわち、本判決は、1) 「憎悪」の定義において通常人 (*reasonable person*) の基準を使用し、2) ヘイト・スピーチの害悪の認定における合理的な懸念 (*reasonable apprehension*) アプローチに依拠した。また、3) 最小限の侵害を判断する際には合理的な代替手段 (*reasonable alternatives*) のうちの1つを選択したかを問う方法論をとり、4) 審判所の決定に対する審査基準として、合理性 (*reasonableness*) の基準を用いた。Mark J. Freiman, *Hate Speech and the Reasonable Supreme Court of Canada*, 63 S.C.L.R. 295, 297-99 (2013). このうち、フレイマンは1)～3) における合理性概念の使用には賛同しているが、4) については法廷意見に反対している。See *id.*, at 299-312. フレイマンは、より公正な判断を行うためには、審判所の決定に対する裁判所による厳格な審査が必要だとして、*Dunsmuir* 判決の法理を批判する立場に立つのである。See *id.*, at 311-12.

表現の自由を尊重する見地から、本判決を消極的に評価する学説もみられる。キャメロン (Jamie Cameron) は特に厳しい批判を行っている。キャメロンは、法廷意見が *Keegstra* 事件, *Taylor* 事件, *Zundel* 事件における表現の自由を尊重する個別意見, 多数意見に十分な考慮を払わなかったこと, まさにそうした意見を執筆したマクラックリン長官のリーダーシップがみられなかったことを問題にした³⁸⁵⁾。そして、判決の内容に関して次のような問題を指摘する。

法廷意見は憎悪の定義のなかで、ヘイト・スピーチ法が思想ではなく効果に焦点を当てる必要があるとした。このように思想内容と効果を区別できるかのように論じることが、内容中立性 (content neutrality) の原則からの深刻な後退である³⁸⁶⁾。法廷意見は、ヘイト・スピーチの直接の聞き手ではなく第三者によって将来的に行われる差別的行為を問題にする。このような未知の害悪のリスクを制約根拠とした場合、メッセージが将来において有害な行為を導きうると認識されたときに規制できることになり、憲章 2 条 b 号が危機に陥る³⁸⁷⁾。

Keegstra 事件と *Taylor* 事件は表現価値を評価するとともに害悪証明要件の緩和を行った。この組み合わせは後の最高裁判決における表現の自由の軽視につながった。本判決の法廷意見は害悪を証拠によって証明することを求めず、「常識と経験」に依拠することにより、*Keegstra* 事件と *Taylor* 事件の方法論に回帰するどころか、2 条 b 号の保護をいっそう切り下げることになった³⁸⁸⁾。

キャメロンは以上のように論じるとともに、本件ビラの合法性に関して審判所, 女王座部裁判所, 控訴裁判所, 最高裁判所の間で意見が分かれたことが、ヘイト・スピーチの合法性の客観的測定の困難を例証すると述べている³⁸⁹⁾。

ツイベル (Cara Faith Zwibel) も本判決を痛烈に批判している。ツイベルは、*Taylor* 事件以降、最高裁の表現の自由の法理が発展してきた経緯を踏まえ、

385) See Cameron, *supra* note 312, at 31-32, fn. 93.

386) See *id.*, at 33.

387) See *id.*, at 34.

388) See *id.*, at 35.

389) See *id.*, at 35-36.

本件法廷意見が先例に盲従し、ヘイト・スピーチ規制を再考する作業を行わなかったことを嘆いている³⁹⁰⁾。

ツイベルは法廷意見のいくつかの問題点を、次のように指摘している。第1に、ヘイト・スピーチの規定の主観性の問題が解決されていない。法廷意見はこの点について何ら有用な指針を提供しなかった。*Taylor* 事件判決の定義から「中傷」を除外する判示は行ったが、これはむしろ問題を悪化させる³⁹¹⁾。また、人権委員会、人権審判所における手続が言論の自由を萎縮させるという批判が特に保守派からなされてきたが、法廷意見はこの点について何も語らなかった³⁹²⁾。

第2に、法廷意見によるヘイト・スピーチの害悪の扱いに2つの問題がある。第1に、法廷意見は害悪の証明について「合理的な懸念」アプローチをとったが、具体的にどの程度の証明が求められるのかについて明らかにしなかった³⁹³⁾。これにより本件判決は、立法府に対して敬謙的なアプローチを示しているすべての事件で、悪しき先例になってしまう。第2に、法廷意見は、立法府が標的にした害悪の性質や、本件規制がそれに真に応答するか否かを十分に検討していない。*Taylor* 事件判決の定義に該当する表現は特定の狭い聴衆に語りかけるもので、法廷意見が問題にしている社会の環境を変える可能性の高い表現は、むしろより穏健なものである³⁹⁴⁾。

また、ツイベルは次のように述べ、人権法によるヘイト・スピーチは政策としても良くないと論じる。人権委員会・審判所は直接差別と闘うことにリソースを使うべきであり、ヘイト・スピーチに対しては対抗言論を行うべきである。審判所と裁判所における手続はヘイト・スピーチを拡散させてしまうし、違法行為が認定されれば話者を殉教者にしてしまう（現にワットコットに関してそれらの事態が生じた）。これは表現の自由にも平等にもマイナスである³⁹⁵⁾。

390) *See Zwibel, supra* note 311, at 327-29.

391) *See id.*, at 328-29.

392) *See id.*, at 329. 保守派からの批判について、拙稿・前掲註(11) 163頁参照。

393) *See id.*, at 330-31.

394) *See id.*, at 331-33.

395) *See id.*, at 334-35.

リップセット (Edward H. Lipsett) は以下のような理由で、本件において 14 条 1 項 b 号全体を違憲無効にすべきだったという³⁹⁶⁾。

最高裁は *Kouba* 事件決定の指標を参照しつつ *Taylor* 事件判決による「憎悪」の定義を精緻化することを試みたが、依然としてどのような言論が法適用の対象になるのが明確でなく、萎縮効果が除去できていない³⁹⁷⁾。最高裁はヘイト・スピーチが標的集団に対して沈黙効果をもたらすことを強調したが、最高裁は、そうした集団が様々な問題について見解を表明し、批判的言論に応答している現実を見過ごしている。また、敵対する集団の一方の側だけに言論を認めることは、観点中立性 (viewpoint neutrality) 原則に違反する³⁹⁸⁾。

現代のカナダ社会では、標的集団が自己の利益を守るための有効な組織を持ち、優れたコミュニケーション技術も有している³⁹⁹⁾。他方で、憎悪煽動を行う人々は周縁化され、組織力も持たず、孤立している。ヘイト・スピーチ規制は、皮肉にもこれらの孤立した集団に信頼性と影響力を与えてしまう⁴⁰⁰⁾。また、最高裁は、ヘイト・スピーチが真理の探求に貢献しうることを過小に評価している。たとえばヘイト・スピーチは憎悪煽動を行う人々の態度を顕在化させるし、社会に警告を発することを助ける。また、ヘイト・スピーチと向き合うことで問題の深刻さを認識し、評価することもできるはずである⁴⁰¹⁾。

最高裁が、本件法令が規定する損害賠償の規定の意味を軽視したことも驚きである。救済の方法として停止命令が定められているだけならば、制裁を

396) See Edward H. Lipsett, *Case Comment: Saskatchewan (Human Rights Commission) v Whatcott*, 2013 SCC 11, MAN. L.J. ONLINE (July, 2013), at 2, http://mlj.robsonhall.com/mlj/sites/default/files/articles/Whatcott%20-%20Blog%20Post%20Version_0.pdf. ちなみに、リップセットは現行の連邦と州の規制をすべて廃止し、連邦法としてより限定された規定を置くべきだと主張している。See *id.*

397) See *id.*, at 3-7. リップセットは、*Kouba* 事件決定の指標の一部が適切でないことも指摘している。See *id.*, at 6-7.

398) See *id.*, at 8.

399) See *id.*

400) See *id.*, at 9.

401) See *id.*, at 9-10.

受けるリスクなしにメッセージを発信することができるが、損害賠償命令を受ける恐れがあれば萎縮効果が発生してしまう⁴⁰²⁾。また、本件では審判所の決定を審査する基準として合理性の基準が用いられたが、憲法上の権利が侵害される場合にこのような低い基準を適用することは問題がある⁴⁰³⁾。

パウアル (Peter Bowal) とマッケイ (Colin McKay) による批判もある。パウアル等は概ね次のように論じる⁴⁰⁴⁾。多文化主義社会であるカナダにおいて、信念の平穏な表明を遮断すれば公共政策に関する対話が阻害され、検閲に至ることになる。政府は公共の場での憎悪の表明を積極的に制約すべきでない。ワットコットは、一部の人々による議論の対象とされるべき活動に反対したにすぎない。集団的権利は明確化が困難な概念であるから、裁判官は宗教的信仰や表現に対する個人の権利を犠牲にして、それについて判断を示すことに慎重でなければならない。

このほか、以下で詳しく紹介するシュッテンとハイの論文は、州の管轄という観点から本判決を強く批判している。

②論点の整理

各州の先例の蓄積のなかで形成された法理は、本判決に大きな影響を与えていると思われる。そこで、本判決の内容を、Ⅲの4において州の先例から抽出した論点を踏まえて整理し、判決がどの程度州の先例を踏襲したのかを確認する⁴⁰⁵⁾。

まず①の論点を確認する。上記のようにこの論点は依然として曖昧さを含むので、最高裁による判断がなされる絶好の機会ともいえた⁴⁰⁶⁾。ところが、本判決はこれを全く議論の対象にしなかった。これは、本件の当事者がこ

402) *See id.*, at 10-11.

403) *See id.*, at 11-12.

404) *See Bowal & McKay, supra note 379.*

405) 一部の論点については本判決で検討されなかったので以下では省略し、主として検討された論点のみ扱う。

406) *See Schutten & Haigh, supra note 295, at 4.*

407) *See id.*, at 5-6. 上告人、及び被上告人の意見書 (Factum of the Appellant; Factum of the Respondent) も参照。各意見書は下記のウェブサイトにて取得可能である。*See* <http://www.scc-csc.ca/case-dossier/info/af-ma-eng.aspx?cas=33676>.

の論点を提起しなかったのでやむをえないことであった⁴⁰⁷⁾。

既に述べたようにシュッテンとハイは、サスカチュワン州人権法 14 条は 1867 年憲法 92 条に列挙された州議会の権限に根拠を見い出せず、連邦の管轄を侵害していると考える。シュッテンとハイの議論は概ね次のようなものである。

本件のワットコットの主張は、公共の場での公共政策に関する意見表明であり、明らかに政治的言論である⁴⁰⁸⁾。州の人権法によってこのような言論を規制できない。それによって規制できるのは、当該言論と差別行為との連関があるとき（たとえば家主に入居拒否を煽動するような場合）だけである⁴⁰⁹⁾。本件言論は純粋に政治的、公共的な性格のものでそのような連関は認められないので、それを規制する権限は連邦の管轄に属する。

そもそも本件のような類のヘイト・スピーチを規制する州権限の根拠としては、1867 年憲法 92 条 13 号（州における財産及び私権）、同条 16 号（州における地方的又は私的性質を有するにすぎないすべての事項）が考えられる。ところが、ヘイト・スピーチを差別行為と同視することはできないこと⁴¹⁰⁾、ヘイト・スピーチの規制は「自律」の領域に対する政府の介入に等しく、私権（civil rights）ではなく市民的自由（civil liberties）を制約するものであることから、13 号を援用することはできない。また、表現（とりわけ政治的表現）は、現代では地方的又は私的領域を飛び越えるので、16 号に依拠することもできない⁴¹¹⁾。このような言論の規制は、1867 年憲法 91 条柱書の「平和、秩序及び良き統治」条項か、同条 27 号（刑事裁判所の構成を除き、刑事手続を含む刑事法）の規定を根拠に、連邦に委ねられている⁴¹²⁾。

このように、シュッテンとハイは本件法廷意見に批判的であるが、彼らのいうように、人権法が禁止する差別的行為とのつながりが認められな

408) *See id.*, at 6, 10-13.

409) *See id.*, at 18-19.

410) 上記のように、シュッテンとハイはオンタリオ型の規制は管轄の問題を生じないと考えている。*See supra* note 295-97, and accompanying text.

411) *See id.*, at 22-24.

412) *See id.*, at 24-27.

れば、規制権限はすべて連邦にあると結論づけてよいかは議論の余地があるだろう。たとえば州は名誉毀損を不法行為で規律することを広く認められているが、ヘイト・スピーチを人権法によって規律するのもそれと本質的に違わないという議論も可能である⁴¹³⁾。

本件のワットコットの言論が、インターネット上の記事や全国的に流通する書籍等とは違って、特定地方で狭く流通するものであり、かつ内容も主として地方における同性愛の取扱いに関するものであったことに鑑み、同条 16 号にいう「地方的な」ものだったとすることも解釈としてありうるだろう⁴¹⁴⁾。このような言論の規制を州の管轄内のものとして切り分けられるかは、今後の最高裁の判断に委ねられたといえる。

③の論点に関しては、法廷意見は詳細な検討を行い、先例を踏まえつつ新たな解釈を示した。法廷意見は、各州で蓄積された先例を踏襲して、「関連する文脈と状況を認識した通常人によって客観的に検討された場合に、問題の言論が標的集団の中の個人々人を憎悪にさらす、又はその傾向があるものと理解されるか否か」というテストを立てた。

上記のように各州では 1 段階テストと 2 段階テストが用いられてきたが、本件では *Owens* 事件控訴審判決において用いられた 1 段階テストが採用された。各州ではテストの適用において文脈を考慮する必要性が強調されていたが、本判決でもその点は認識されていて、審判所の決定の妥当性を判断するなかで文脈の考慮がなされた。

③-1 の論点について、最高裁は特に注目すべき解釈を示した。法廷意見は、*Taylor* 事件判決の限定解釈を踏襲しながら、「異常に激しく深い嫌悪、中傷及び誹謗」という同判決の定義のうちの「中傷」という言葉を定義から除外することにより、定義をさらに限定した。また、*Kouba* 事件決定が示した 11 個の憎悪の指標を参照し、定義の明確化を試みた。そして、立法目的を参照することにより、規制の対象の明確化を図るとともに、ヘイト・スピーチ法が話者の思想ではなく、その言論がもたらす効果を標的にするものであることを確認した。この限定解釈によって、侵害の最小限性の審

413) この点は *CJC* 事件決定が指摘していた。See *supra* note 142.

414) この点は②の論点、すなわち規制の対象となる媒体の問題に関連するところである。

査において嘲笑等の部分が違憲無効とされる帰結が導かれた⁴¹⁵⁾。

③－２について、法廷意見は憎悪等に「さらす」という概念を厳格に限定する解釈を行わなかった。他方で、法廷意見は合憲的に規制できるヘイト・スピーチを、その害悪の観点から限定する解釈を示している。こうした前提の下、法廷意見は、14条1項の嘲笑等の部分が立法目的との合理的関連性を欠き、違憲無効であると判断したのである。

ただ、害悪の分析において、法廷意見は「議会がいくつかの合理的な代替手段のうちの1つを選択したか」を問う緩やかな基準を用い、ヘイト・スピーチと害悪の因果的連関についても厳密な証明を求めず、「常識と経験」を用いて判断する「合理的な懸念」アプローチを採用した。そのため、上記の害悪の観点からの限定解釈も、個人の感情的反応の保護のみを目的に規制してはならないとか、規制が他者によって共有される集団の特徴に基づく害悪に向けられていなければならないといった抽象的な限定にとどまった。この点については、憎悪等にさらす可能性に関して「相当程度の可能性」を要求した *Re Kane* 事件の勧告的意見のように、害悪発生の可能性の観点から絞り込むアプローチが検討される方向もありえただろう。

③－４に関しては、上記の1段階テストのなかで「通常人」を基準とすることが明らかにされた。標的集団ではなく通常人を基準にすることは各州の先例で確立したものであり、今回最高裁によって正式に受容されることになった。

以上は新しい解釈が示された部分であるが、③－３については、*Taylor* 事件判決がそのまま踏襲され、意図よりも効果に焦点を当てることは正当だとされた。

④については、法廷意見は大枠としては *Taylor* 事件判決等の先例の判断枠組みを踏襲した。たとえば、*Keegstra* 事件判決、*Taylor* 事件判決に依拠して、上記の憎悪等の限定解釈、意図よりも効果に焦点を当てることの妥当性、表現の自由の価値や国際法上の義務を検討する必要性が確認された。

415) ただし、上記のようにこの立法目的の分析は、ヘイト・スピーチ法一般の目的を検討するものであった点について、前掲註(384)参照。

比例性の検討においては、*Irwin Toy* 事件判決等に依拠して立法府への相
当な敬讓が求められるとし、侵害の最小限性の審査では *Videoflicks Ltd.* 事
件判決を引用して、選択されたオプションが「一連の合理的に支持しうる
代替手段」のうちの1つであればよいとされた。また、*Irwin Toy* 事件判決
等に依拠して、害悪の正確な因果的連関の証明を要求せず、ヘイト・スピー
チを含む一定の活動が社会的害悪を生むことを認識する際に常識と経験
を用いる「合理的な懸念」アプローチが採用された。

一方で、最高裁はいくつかの新しい解釈も示している。第1に、*Keegstra*
事件判決等で述べられたヘイト・スピーチの害悪の内容が敷衍された。と
りわけヘイト・スピーチによる民主政への参加の阻害についての説明は詳
細だった。法廷意見は、ヘイト・スピーチが蔓延することで、標的集団が
熟議に参加する前提条件として、基本的人間性や社会的地位を擁護するよ
うに強いられることを問題にした。また、法廷意見は、ヘイト・スピーチ
が標的集団による返答を困難にし、討論を窒息させることによって対話を
閉ざすとして、いわゆる沈黙効果を強調した。

カナダでは、聞き手に直接的に与える害悪のみならず、ヘイト・スピー
チが聞き手を通じて第三者に加える害悪が規制の根拠として認められてき
た。また、即時的に与えられる害悪だけでなく長期的に蓄積する害悪も規
制の根拠に挙げられてきた⁴¹⁶⁾。本件法廷意見は、このようなヘイト・スピー
チの社会的害悪の内容を正面から問題にしたのである。

第2に、法廷意見は政治的メッセージを含み、公共討論の一部を構成す
る言論であっても、規制の対象になることをはっきりと認めた。また、言
論が宗教的信仰に基づくことは、合憲性の判断に影響しないことも明言し
た。

ワットコット側は本件言論が社会政策上の議論に関する論評だと主張し
たが、法廷意見は、公共政策に関する議論の中でなされているというだけで、

416) この点について、刑法のヘイト・スピーチ関連規定の基になったコーエン委員会の
報告書 (*Report to the Minister of Justice of the Special Committee on Hate Propaganda in
Canada* (Ottawa: Queen's Printer, 1966), at 27-33) 参照。また、この報告書の趣旨を受
け入れた *Keegstra*, *supra* note 44, at 746-49; *Taylor*, *supra* note 46, at 917-21 を参照。

言論の有害性が浄化されるわけではないと論じた。本件言論が性的「指向」ではなく性的「行動」を批判するものにすぎないとも主張されたが⁴¹⁷⁾、行動への攻撃が真の標的を覆い隠すためになされている場合にはこうした区別を持ち出すことはできないとし、本件はまさにそのようなケースであると判断した。また、法廷意見は *Keegstra* 事件判決と *Taylor* 事件判決に依拠して、真実性の証明による抗弁が認められていないことにも問題はないと考えた。宗教的信仰に基づく言論は強く保護されるべきだという主張に対しては、法は客観的に適用されるべきであり、こうした抗弁を認めることで規制を骨抜きにすることは許されないと応答した。

このような法廷意見の論理は、意見表明であるという理由だけで免責すれば人権法の目的が挫かれてしまうとした *Re Kane* 事件の勧告的意見と類似している。これに対しては、上記のようにシュッテンとハイによる強い批判がなされている⁴¹⁸⁾。確かに法廷意見は限定解釈の努力を行ってはいったが、政治的言論や宗教の自由の保護においてあまり慎重ではなく、大雑把な線引きに終わったと評価せざるをえないだろう。本稿で検討した *Owens* 事件、*Elmasry* 事件、*Lund* 事件にみられるように、憎悪煽動型の規定を持つ州は表現の自由を尊重する傾向にあった。本件はこれらの3事件とは違い、マスメディアを用いた事例ではなかったこと、表現の態様が過激であったこと等が結論に影響した可能性がある。本件は政治的、公共的言論に関わるものだっただけに、これらの点を含めてもう少し説明が必要だったと思われる。

本件が、宗教的信仰の自由と同性愛者の権利が衝突する事例であったことも問題を複雑にする⁴¹⁹⁾。こうした事例では宗教の自由という考慮要素が混入するため、従来論じられてきた人種のヘイト・スピーチとは全く異なった分析が必要になる⁴²⁰⁾。また、規制積極説に立つウォルドロン (Jeremy

417) 上記のように控訴審のスミス裁判官の補足意見がこの立場に立っていた。See *supra* note 310.

418) See Schutten & Haigh, *supra* note 295, at 9-15.

419) 本件のこの側面に焦点を当てる論文として、Jean McGill, "Now It's My Rights Versus Yours": *Equality in Tension with Religious Freedoms*, 53 ALTA. L. REV. 583 (2016) 参照。

420) この問題を詳細に分析するものとして、Ian Leigh, *Homophobic Speech, Equality Denial, and Religious Expression*, in *EXTREME SPEECH AND DEMOCRACY* (Ivan Hare & James Weinstein eds. 2009) 等参照。

Waldron) が *Owens* 事件を引用して論じたように、性的指向に基づく差別は人種の場合と異なり依然として議論が進行中の場合があり、表現の自由の保護の必要性がより高いことがある⁴²¹⁾。

法廷意見は、本件ピラが性的指向ではなく性的行動への批判であったとするワットコットの主張を斥けたが、この部分もあまりに論証が粗雑すぎた。法廷意見は、同性愛者にのみ実行される性的行動を卑下するような場合や、特定集団のアイデンティティに不可欠であり、かつそれと不可分な行動に向けられている場合には性的指向と性的行動の区別が成り立たないとしたが、このような場合でも表現の自由を保護するケースは十分にありそうである⁴²²⁾。

⑥の論点について、上記のようにサスカチュワン州の *Owens* 事件では正確性の基準が採用されていた。ところが本判決は、同事件以降に下された *Dunsmuir* 事件判決等に依拠して、合憲性審査においては正確性の基準を、審判所の決定の審査においては合理性の基準を採用した。合憲性審査の基準として正確性の基準が用いられたのは、それが最高裁の主要な機能であることに鑑みれば当然のことであろう。

審判所の決定を審査する基準に関して、法廷意見は、本件では審判所が自身の権限を定める法令を解釈、適用しており、専門知識の範囲内で決定がなされたと考えた。また、法システムにとって中心的な重要性を持つ問題が扱われたわけではなかったと判断した。この判断の結果、ブリティッシュ・コロンビア州のように明示の法令の規定を欠く場合には、人権審判所の決定に対して原則として敬讓が認められることになったと考えられる。

421) See Jeremy Waldron, *Dignity and Defamation: The Visibility of Hate*, 123 HARV. L. REV. 1596, 1650-52 (2010).

422) そもそもこれまでカナダでは、ヘイト・スピーチ法によって保護される集団が多様で、それを拡張することにも大きな抵抗がみられなかった。その結果、上記のように連邦、州の各規定により保護される集団は極めて多様である。これは、憎悪煽動罪の差別事由を拡張して、「宗教」を加える際に激しい議論が起こったイギリスと顕著に異なる点である。村上玲「宗教批判の自由と差別の禁止—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪煽動罪への転換に関する考察 (二・完)」阪大法学 62 巻 135 頁 (2013)、拙稿「イギリスにおけるヘイト・スピーチ規制法の歴史と現状」西南学院大学法学論集 48 巻 1 号 94-101 頁 (2015) 参照。なお、カナダにおいて、保護される集団の特定が慎重になされてこなかった事実を指摘する、Matsui, *supra* note 7, at 470, 474-75 参照。

このことは、人権審判所の専門性が尊重されたものとして注目に値する。

V 終わりに

以上、カナダの州人権法によるヘイト・スピーチの規制、特に憎悪煽動型の規制を概観した。ここで明らかになったことは、カナダの各州ではかなり長い時間をかけて規制の実践を積み上げ、適正な線引きを模索してきたということである。また、各州の審判所と裁判所は、他州の先例を積極的に引用しており、共通の法理の構築が図られてきたことも確認した。実際に、憎悪煽動型の規制を行う各州では、違法性を判断するテスト等の面で一定の平準化がみられる。*Whatcott* 事件において、最高裁もこうした法理を踏まえて判決を下し、典型的な憎悪煽動型の規定であるサスカチュワン州人権法 14 条の核心的部分に合憲の判断を下した。

一方で、表現の自由を重視する論者から、近年人権法によるヘイト・スピーチ規制に対して激しい批判が行われている。本稿で紹介した先例において明らかのように、最近では各州の審判所や裁判所が表現の自由を尊重する傾向にある。ところが、*Whatcott* 事件では、従来意見が割れていた最高裁が全員一致により、憎悪煽動型の規定の合憲性を支持した。これにより、ヘイト・スピーチの規制は刑法、人権法いずれによるものも原則として合憲であるという最高裁判例は強固なものになった。ただ、最高裁も法令の限定解釈を行ったうえで、サスカチュワン州人権法 14 条の一部の規定を違憲と判断しており、独自にバランスをとる努力を行ったとみられる。

他方で、*Whatcott* 事件判決は、政治的、公共的言論の保護という点で問題があり、宗教の自由と同性愛者の権利との衝突についてもセンシティブではなかったと評する。

以上にみたカナダの実践は、ヘイト・スピーチが社会問題となっている日本に直接応用できるものではない。カナダと日本は社会の成り立ちや構造が大きく異なっており、多文化主義条項を含むカナダの憲法と日本国憲法を同じ土俵に置くこともできない。また、冒頭で述べたように、カナダでは平等を核心的価値に据える人権法が準憲法的地位に位置づけられてき

た。そのため、少なくとも人権法の文脈では平等と表現の自由の衡量のあり方が当然に日本とは大きく異なる。また、ヘイト・スピーチによって長期的に蓄積される害悪を規制の根拠として正面から承認し、政治的、公共的な言論の保護を十分に行わないカナダ最高裁の法理を日本に持ち込むことはかなり難しいと言わざるをえない。保護される集団を同定する作業も、日本ではより慎重に、個別的に行うべきである。

ただ、こうした留保を行ったうえで、日本に参考になりうる点はいくつかあると思われる。第1に、カナダの実践は法規制における具体的な線引きのあり方を示してくれる。従来わが国ではヘイト・スピーチ規制消極説が有力だったが⁴²³⁾、最近は公的な場で不特定人に向けられたヘイト・スピーチも限定的に規制する余地があるとする学説も増えてきている⁴²⁴⁾。この立場に立った場合、不特定人に向けられたヘイト・スピーチの性格をより詳細に分析し、線引きのあり方を検討する必要性が生じる。

本稿でカナダの州にはオンタリオ型の規定と憎悪煽動型の規定があることを確認した。前者の規定は不特定人に向けた言論にも及ぶものであるが、それが差別的行為を構成するとみなしうる限りは、日本においても憲法の枠内で規制することは可能だろう。たとえば「〇〇人入店お断り」とい

423) 従来の学説の整理として、小倉一志「インターネット上の差別的表現・ヘイトスピーチ」鈴木秀美＝松井茂記＝山口いつ子編『インターネットと法』158-60頁（有斐閣、2015）、拙稿「わが国におけるヘイト・スピーチの法規制の可能性—近年の排外主義運動の台頭を踏まえて」法学セミナー707号26-27頁（2013）等参照。

424) 特にマイノリティ集住地域において当該マイノリティを標的にしたデモ等の表現活動を限定的に規制できるとする学説として、曾我部真裕「〈基調報告〉ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリスト14号155頁（2015）、在日コリアン弁護士協会（LAZAK）編『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』138-42頁〔木村草太発言〕（影書房、2016）、毛利透「憲法訴訟の実践と理論【第一回】—ヘイトデモ禁止仮処分令事件」判例時報2321号7頁（2017）、拙稿「マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制」西南学院大学法学論集49巻2・3号211、237-38頁参照。筆者はマイノリティ集住地域以外でも一定の規制が可能であると考え。拙稿「ヘイトスピーチ規制消極説の再検討」法学セミナー736号20-21頁（2016）参照。概して規制に消極的な小泉良幸も、パブリックフォーラムを典型とする公共圏において発信されたヘイトスピーチでも、その内容が、①不特定集団を対象とするものであるが、②当の集団に属するメンバーがそれに直接晒される場合は「限界的事例」とであると論じ、一定の規制の余地を認めている。小泉良幸「表現の自由の「変容」—ヘイトスピーチ規制をめぐる」公法研究78号95、102頁（2016）参照。

う貼り紙を店先に掲示する行為は⁴²⁵⁾、不特定多数に向けた表現行為であるものの、事実上入店拒否のような差別行為に等しいことも多く、その有害性は重大かつ明確である。また、この種の表現の違法性は諸外国で広く認められており、規制の範疇を明確化し、法的に線引きすることも比較的容易だと思われる⁴²⁶⁾。

憎悪煽動型の場合には合憲性を認めることは難しくなる。カナダの各州の事件では「憎悪」、「侮辱」の文言や憎悪等に「さらす」という文言の限定解釈がなされ、メディアの性格や表現の態様等が複数の要因として整理され、文脈に照らした判断が行われていた。また、公的討論の一部を構成する言論については適用違憲の判断が下されていた。*Whatcott* 事件では *Taylor* 事件判決の憎悪等の定義をさらに絞り込むとともに、サスカチュワン州人権法 14 条 1 項 b 号の嘲笑等を制約する部分を違憲とする判断が下された。このような線引きの努力はまだまだ彫琢の余地が大きいものの、十分に参照に値する⁴²⁷⁾。

第 2 に、地方自治体によるヘイト・スピーチ規制の限界について、カナダの議論は参考になる。日本では現在地方自治体によるヘイト・スピーチ

425) 同種の差別的表現が問題になった事例として、小樽入浴拒否事件・札幌地判平 14・11・11 判時 1806 号 84 頁（公衆浴場経営者が、公衆浴場において「外国人の方の入場をお断りします。JAPANESE ONLY」という張り紙を掲示したことが不法行為にあたるものとして損害賠償責任が認められた事例）参照。

426) 2002 年に国会に提出されたものの翌年廃案になった人権擁護法案では、人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して、当該属性を理由に不当な差別的取扱いをする意思を広告、掲示等による方法で公然と表示する行為が規制の対象になっていた（3 条 2 項 2 号）。人権擁護法案の救済手続には批判の余地があるものの、このような規制自体は、不当な拡大解釈がなされない限り憲法 21 条に違反するものではないだろう。拙稿・前掲註（11）234-35 頁参照。なお、小泉は、ヘイト・スピーチが社会的差別を構成する差別行為そのもの、すなわち「発語内行為」となることはまれであると解しつつ、「家、貸します。白人に限る」というような契約の申込みの誘引行為は例外的にそのような行為として性格づけられると理解する。小泉・前掲註（424）96-97 頁参照。

427) 松井は *Whatcott* 事件判決を参照しつつ、日本において極端な憎悪の助長だけでなく単なる侮辱も規制の対象にすることは妥当でないと指摘する。See Matsui, *supra* note 7, at 476. 筆者自身の線引きの試みとして、拙稿・前掲註（424）「ヘイトスピーチ規制消極説の再検討」20 頁参照。

への対応のあり方が議論になっている⁴²⁸⁾。ところが、憲法 94 条の「法律の範囲内」という文言の意義についてはいまだ激しい議論があり、自治体が罰則を伴う規制まで行うことができるのかについて明確でない。そのため、いくつかの自治体は非規制的な手法や、公共施設の利用の拒否等に留める方針をとっている⁴²⁹⁾。

この点、カナダでは州のヘイト・スピーチ規制権限が正面から議論の対象になってきた。*Whatcott* 事件ではこの点が明らかにされず、いまだ論拠がはっきりしないまま州の管轄が認められている状況だが、本稿でみたように事案が一定程度蓄積しており、いくつかの点は明らかになっている。たとえば、オンタリオ型の規定は当該地域においてなされる差別的行為と同視しうるので、管轄を認めやすい。また、憎悪煽動型の場合でも人権法の禁止する差別的行為に関連してなされたものに規制を限定したり、インターネット上の言論のような、端から州境を超えることを意図された言論を除いた規定にしたりすることで、より管轄を肯定しやすくなるだろう。

これらの点は日本においても直接応用可能といえる。たとえば日本の自治体が、上述したオンタリオ型の規定、たとえば差別的内容の貼り紙を掲示する行為を禁じる場合には、自治体の権限を認めることは比較的容易だろう。また、デモ行進や街頭演説等、地域において聞き手と対面して行われる憎悪煽動を、最初から自治体の区域を超えて流通することを予定した書籍やインターネット等における言論と区別することもありうる。確かに、現在の情報化社会においては、地域で行われるデモ等もインターネット上

428) 論点の整理として、中村英樹「地方公共団体によるヘイトスピーチへの取組みと課題」法学セミナー 736 号 41 頁 (2016) 参照。

429) 中村は、1999 年以降の地方分権改革を経た現在は、自治体の条例制定の余地が広く認められると解している。同上 42-43 頁参照。

430) 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例は、インターネット上に掲示された動画等が所定のヘイトスピーチの定義に該当する場合に、当該動画等を掲げた者の氏名等を公表する旨を規定している (5 条)。ただ、当該規定は大阪市内で行われた表現活動や、市外で行われたもののうち大阪市民に関わる内容の表現活動等に対象を限定している (同条 1 項)。このような対象の限定が行われていることを考えると、この条例が憲法 94 条に反するとはいえない。ただ、規制対象を上で述べたような対面の言論に限定することにより、より合憲性の論証が容易になることは間違いない。

に流布されて全国的に流通し、公的言説の一部を構成する可能性も十分にあるが、どこかで線引きをすることは可能だろう⁴³⁰⁾。

第3に、カナダの議論は人権法によるヘイト・スピーチ規制の可能性について多くの示唆をもたらす。日本ではかつて人権擁護法案の制定が頓挫したため、人権委員会の設置はいまだ実現していない。わが国においては政治的立場を横断してこの法案に対する強い拒否反応が示された⁴³¹⁾。

しかし、カナダの実践から明らかになるのは、人権法、及びその下で設けられる人権委員会、審判所等の諸機関は、極めて有意義な役割を果たしてきたということである。そして、それらはヘイト・スピーチの規制においても大きな貢献を果たしてきた。人権法による救済は裁判所によるものよりも手続きが簡易、迅速で、安価である。ヘイト・スピーチについてもかなりの数の不服申立てがなされてきたし、審判所の決定により事件が解決したものも多い。また、人権委員会と審判所は「人権」を専門にする行政機関であることから、裁判所と比べても専門性が高い。本稿においても、多数のヘイト・スピーチ事例の蓄積により、法理の形成が行われてきたことを確認した。

確かに、カナダでも保守派による人権委員会等への批判が活発化しており、連邦の人権法13条廃止にみるようにヘイト・スピーチの領域でその批判が特に強力である。しかし、最近ではこの分野の専門家が保守派に対して体系的な反論を行っており、保守派の議論の多くが的を射ていないことが明らかになってきた⁴³²⁾。また、人権委員会、人権審判所の問題点を洗い出し、さらなる改善を目指す主張も現れている⁴³³⁾。さらに、現在の最高裁

431) 市川正人『表現の自由の法理』64-71頁（日本評論社、2003）、田島泰彦『人権か表現の自由か—個人情報保護法・メディア規制立法を問う』61-85頁（日本評論社、2001）、同「人権擁護法とは何か」田島泰彦＝梓澤和幸編著『誰のための人権か—人権擁護法と市民的自由』2-17頁、松井茂記『マス・メディアの表現の自由』177-99頁（日本評論社、2005）等参照。保守による批判として、百地章『人権擁護法と言論の危機—表現の自由と自由社会を守れ！』（明成社、2008）等参照。松井は最近の文献で、改めて人権法型の規制に懐疑を示している。松井・前掲註（10）275頁参照。特にここではカナダの連邦人権法13条のような規定はあまりに広汎であるという指摘も行なっている。

判例は人権審判所の専門性を重視したものとなっている。実際に *Whatcott* 事件判決は、先例に従い、合理性の基準を用いることにより、審判所の決定に大幅な敬讓を認めたのである。日本における制度の定着には相当な時間が必要になるだろうが、ヘイト・スピーチへの対応手段の1つとして、人権法の方式を検討する価値はあるのではないだろうか⁴³⁴⁾。

以上、カナダにおける州人権法によるヘイト・スピーチ規制を検討してきたが、多くの課題が残されている。今後この分野のカナダの学説の研究を深めるとともに、カナダと同様に人権法型の規制を好んで選択してきたオーストラリアの規制体系を調査していく。そのうえで、日本における好ましい規制のあり方についてより具体的な議論を提示したい。

432) たとえばムーンは、この分野で保守論壇を主導してきたレバント (Ezra Levant) 等の批判 (詳細は LEVANT, *supra* note 19 参照) のうち、(i) 連邦人権委員会が13条事件で100%の確率で違法判断を行ってきたという主張、(ii) 同委員会が不快にすぎない言論を禁止してきたという主張、(iii) 同委員会の職員が腐敗しているという主張、(iv) 連邦及び州の人権委員会が13条事件以外でも繰り返し奇怪な決定を下してきたという主張を挙げ、逐一反論を加えている。See Richard Moon, *The Attack on Human Rights Commissions and the Corruption of Public Discourse*, 73 SASK. L. REV. 93 (2010). (i) については、人権委員会が扱う事件のうちそもそも13条事件の割合は小さく、しかも多くは審判所に進む前に調停や棄却がなされるため、そのような結果になったにすぎないと指摘する。See *id.*, at 98-103. (ii) に関しては、保守派の論者が「政府は不快な言論を規制すべきか」というように恣意的に議論を枠付けしたうえで人権委員会に対する批判を行っているという。そして、このような議論設定をすれば規制が妥当でないことは明瞭であるが、実際には裁判所も審判所も規制の範囲を絞る限定解釈を行ってきたことを指摘する。See *id.*, at 103-7. (iii) の主張は人権委員会の職員と、連邦人権審判所でヘイト・スピーチの訴えを繰り返し提起してきた弁護士、ワーマン (Richard Warman) による不正行為に関するものだが、いずれの行為についても明確な証拠は見つからなかったことを指摘している。See *id.*, at 108-16. また、(iv) の主張を展開するレバントは、実際に州レベルで生じた事件を極端に歪めて叙述することにより読者を誤導していると批判している。See *id.*, at 116-20.

433) ELIADIS, *supra* note 40 は、人権法とその下で設けられている諸機関の役割と機能を詳細に解説し、保守派による攻撃に批判を行うものであるが、同時に同書はそれらの欠陥もはっきりと認めている。そこで、同書は人権法システムを改善するための22個の具体的提言を行っている。See ELIADIS, *id.*, Appendix 4.

《資料・Whatcott 事件において公表された文書》

【ビラ D】

同性愛者をサスカトゥーンの公立学校から追い出せ！

サスカトゥーン公立学校委員会が設立した「ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、及びトランスジェンダーの問題」に関する委員会が、同性愛についての情報がカリキュラムと学校図書館に含められるように勧告したことが、「キリスト教徒の真理の活動家」の注意をひいた。オンタリオ州の小学校教員組合は、3・4年生について、これと同じことに賛成する票を投じた（この年頃の子どもたちは、2人の男性が互いに同性愛行為を行うことがいかにすばらしいかを学ぶよりもむしろ、バービーとケンで遊ぶことに興味を持っているはずなのだが）。オンタリオ州の子どもたちは、勉強の面でうまくいっていないのだが、教員のほうは、子ども達が大きくなったときにうまくやっていけるように準備させるよりもむしろ、倒錯した型の

434) 規制積極論をリードしてきた師岡は、刑事規制を新設する場合には研究調査や警察等の刑事司法に携わる公務員への教育に時間がかかることから、人種差別禁止法にヘイト・スピーチ規制条項を入れ、人権機関による運用を図ることから出発することが現実的だと述べている。師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』212頁（岩波書店、2013）参照。また、不特定型のヘイト・スピーチの限定的な規制を合憲と論じる曾我部が、人権擁護法案等で提案された人権機関の創設の意義を強調し、改めて人権立法の成立を目指すべきだと主張していることも注目される。曾我部・前掲註（424）157-58頁。性急な刑事規制立法の制定に慎重な刑法学者の櫻庭総も、人権救済機関がヘイト・スピーチの被害者を救済する制度を設け、それを「処罰型」ではなく「理解促進型」として運用していくことを提言している。すなわち、「不平等な立場にあるマイノリティが当事者として参加し、適切な対抗言論を行使できる「場」を設定する、いわば議論・対話をエンパワーメントする調停手段として人権救済機関を位置づけ」るべきだというのである。櫻庭総「刑法における表現の自由の限界—ヘイト・スピーチの明確性と歴史性との関係」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』121-23頁（法律文化社、2014）参照。なお、現行法の人権救済制度の欠点を整理したうえで人権法による人権救済制度、特に自治体によるものを構築する必要性を説く重要論文として、金子匡良「自治体の人権救済制度」松本建男＝横田耕一＝江橋崇＝友永健三編『これからの人権保障—高野真澄先生退職記念』129頁（有信堂、2007）参照。このほか人権法をめぐる論点を整理した文献として、山崎・前掲註（4）、内田博文『求められる人権救済法制の論点』（解放出版社、2006）等参照。

性的政治に興味を示しているように見える。同性愛者達は今、自分の道徳的墮落やプロパガンダを、サスカチュワン州の子ども達と共有することを願っている。彼らはボストンでも、「安全な学校」という装いの下で同じ事を行い、そこでの年少向け感受性訓練のクラス (little sensitivity class) は、ゲイとレズビアン⁴³⁵⁾の教員が10代の聴衆に対してレズビアンの性とソドミーを描写するために卑猥な言葉を用いる墮落した授業となった*。

キリスト教徒の真理の活動家は、男色家とレズビアンが罪を悔い改め、イエス・キリストに神と救世主として現れることを求めれば、贖罪を受けられると信じている。イエス・キリスト教会は、性の束縛を振り離し、健全で健康な関係を発展させることができた、多くの元男色家とその他の種類の性的中毒者に恵まれている。われわれはまた、自身のライフスタイルを維持し、無防備な若者を改宗させることを望む男色家とレズビアンには、民事法による差別がなされるべきだと信じている。1968年には、同性間性行為を行うことが違法であったが、今ではその病的な欲望に疑いを挟むことがほとんど違法になっている。もし子ども達を順応させ、明らかに誤っていることを受け入れさせようという男色家の望みに否と言わなければ、われわれの子ども達が、病气、死、悪弊、そして究極的には永遠の裁きという代価を払うことになるだろう。

ビル・ワットコット

キリスト教徒の真理の活動家

連絡先：(略⁴³⁵⁾)

e-mail：(略)

435) 最高裁判決の添付文書では、電話番号や e-mail アドレスのうち、ワットコット本人の分は明記されていて、学校当局等の第三者の番号等は省略されている。本稿ではワットコット本人分を含め個人情報をすべて省略した。

サスカチュワン州の子ども達が男色家のプロパガンダで墮落してしまうことを望まないことを公立学校当局に知らせたい者は、以下にお電話を。

(略) 又は fax (略)

地元の理事にもお電話をし、子ども達のカリキュラムに同性愛のプロパガンダを含めることを実行するのに賛成票を投じたら、次の選挙で落選すると知らせようお願いします。

*ボストンで起こったことを知りたければ、(略)に電話するか、http://www.americanfortuth.com/opening_remarks_by-peter-labarbe.htm にアクセスするといひ。

【ビラ E】

カナダのソドミー法を復活させる方法について会議を開催すべきだ！このような奴らが子どもの教員としてこれまで以上に受け入れられうる方法についてではない。トロントの公立学校委員会は毎年このパレードで行進している。もしサスカチュワン州の男色家の思い通りになったら、あなた方の学校は男色も祝福することになるだろう！

友へ

サスカチュワン大学は、「沈黙を破る会」の第5回年次会議を主催する。そのワークショップの一部は、「教師の教育を女装で行う女装パーティー」といったタイトルである。別のワークショップは、「アルバータ州エドモントンで教育を受けるー同性愛の若者のために」と称されている。冗談はやめてくれ。同性愛があなた方の子どもに教えられようとしているのであり、手をつなぐ2人の一夫一婦主義の男性というメディアのステレオタイプとは違ふのだ。

聖書が同性愛を忌まわしいものとみなしていることは明かだ。「思い違いをしてはいけない。みだらな者、偶像を礼拝する者、姦通する者、男色をする者は、決して神の国を受け継ぐことはできません。」(コリントの使徒への手紙一 6章9節⁴³⁶⁾)。ローマ人への手紙1章は、自然の関係を不自然なものに代える女、及び他の男に対して情欲の炎を燃やす男について語っている⁴³⁷⁾。カナダのゲイ・パレードでの行動は、古代ローマ、ソドムとゴモラのいずれにおいてであるかはともかく、何千年も前に起こった事と何も変わらない。聖書の記録によると、ソドムとゴモラは完全に同性愛の墮落に陥り、結果として神の怒りによって破壊されたのである。ローマもまた崩壊したが、多くの学者は道徳的退廃と規律の欠如がその崩壊の原因となったと考えている。

性的自制からの自由を追求するカナダは、古代ローマの道をたどっている。同性愛を受容し、学校システムにおいてそれを促進するのを容認することで、多くの子どもの早期の死と罹患が起こってしまうだろう。究極的には文化全体が失われてしまい、悔い改めなければ、全能なる神の怒りを招いてしまうだろう。しかしまだ希望がある。悔い改め、赦しを得ることはできるのだ。「論じ合おうではないか、と主はいわれる。たとえ、お前たちの罪が緋のようでも雪のように白くなることができる。たとえ、紅のようであっても羊の毛のようになることができる。」(イザヤ書1章18節)「沈黙を破る会」のような会合がそれを認めることを拒むとしても、北米中で毎年何千もの男色家とレズビアンが、主であり生命の贈り主であるイエス・キリストへと向かうことによって見出される恩寵と慈悲を通じて、贖いと治癒を見出しているのである。

ビル・ワットコット、キリスト教徒の真理の活動家 電話番号 (略)
E-mail (略)

あなたの学校システムでのソドミーの奨励に懸念を持たれている方は、

436) このピラの引用は、実際の聖書の記述とは若干異なっている。

437) 26-27 節にこの点の叙述がある。

(略)にお電話を。そして彼、及び究極的にはすべてのサスカチュワン州民に知らせよう。(略)

【ビラ F・G】

(ビラ F・G の全文は下記に掲載した。このうち本件で問題となったのは、ワットコットにより上部に手書きで書かれた部分なので、以下そこだけを訳出する。)

「サスカチュワン州最大のゲイ専門誌が、少年を求める男のための広告を受け入れている。」

「『これらの小さな者の 1 人をつまずかせる者は、大きな石臼を首に懸けられて、深い海に沈められる方がましである』⁴³⁸⁾ イエス・キリストよ。」

「下のような広告を出す男は、男色行為を受けることを望む者だ。サスカチュワン州において、このようなことが合法であるはずがない。」

438) これはマタイによる福音書の 18 章 6 節のフレーズである。

SCHEDULE "F"

see King boys!

If you cause one of these little ones to stumble it would be better that a millstone was tied around your neck and you were cast into the sea. Jesus Christ.

The ads with men advertising as bottoms are men who want to get sodomized. This should not be legal in Saskatchewan!

Bill Whatcott
Christian Truth Activists
949-0818 Jesus we accept comm on

CLASSIFIEDS

To answer an ad with a Drawer #, print that Drawer # in the bottom left hand corner of the envelope and mail to PERCEPTIONS Classifieds, Box 8581, Saskatoon, SK, S7K 6K7.

WRITE CLEARLY IN THE SPACES PROVIDED, ONE WORD PER SPACE. YOUR FIRST THREE WORDS WILL BE IN BOLD TYPE

[illegible]

IN MEMORIAM
ANNOUNCEMENTS

PERCEPTIONS is on the lookout for volunteers for many tasks. If you're a writer, photographer, artist or you'd like to help with distribution or advertising sales (we pay a commission) contact Cions at 306-244-1930.

EMPLOYMENT

Ranch hand needed for year round employment on ranch in Southwest Sask. Must have valid drivers license. Good wages plus room and board. Phone 306-100-1081

ACCOMMODATIONS

Have you got a house, apartment or suite for rent? Trying to sell your house? Looking for a new place to live? Call Gens at 386-244-01930 to place your ad here!

GROUPS

Coming to Edmonton? Before you do check out the Gay Men's Wednesday Coffee Evenings web page for our upcoming events. <http://www.sencities.com/xavocoffee>

SERVICES

DO YOU RUN A SMALL SERVICE BUSINESS? Call (306) 244-1930 to find out how you can reach new customers by advertising in *PERCEPTIONS*.

ARTICLES FOR SALE

ARTICLES FOR SALE

**YOUR AD COULD
APPEAR HERE
INFORMING GAYS
& LESBIAN ACROSS
THE PRAIRIES ABOUT
YOUR
SERVICES.
CALL 306-244-1930
TO DISCOVER HOW
TO REACH 1000s
OF NEW CUSTOMERS
FOR A LOW RATE.**

CONTACTS - MALE

Saskatoon/Regina male, handsome, 37, seeks friendship and more with attractive male under 40. Non-smoker, health and fun loving. Let's meet and explore. Reply to Perceptions Drawer

S8101 **151**
Saskatoon GWM, 35, 235 lbs, 6'7",
blue eyes, wants to meet other GWMs
35 - 50 for fun times, movies, bowling,
fulfilling fantasies, outgoing, fun and
loving. Reply Perceptions Drawer
S8201 **151**

Edmonton GWM 39, 5'10" 160 lbs.
easy going, fit bottom with varied inter-
ests, looking for a romantic, caring,
taller top, any age, who enjoys passion,
closeness and a healthy sex drive as
much as I do, for short or longterm.
Reply to Drawer # A1301. 351

35 yr old health care professional looking for that special person for friendship & possibly relationship. I'm down to earth, loyal & have a bizarre sense of humour. Looking for that special person to spend quality time with. Perception: Downside (2003)

GWM, 25, 6', 165W, dark hair, blue eyes, looking for males 30 - 45 for friendship, possible relationship. if you enjoy movies & long walks, good communication & are adventurous reply to Pecten, Drawer S7601.

Mature & experienced top in Saskatoon looking for bottoms for fun adventures and possible LTR. I enjoy soft/cuddly sex, hot/kinky times, role playing, & helping people explore fantasies. Ability to communicate openly a

I'm 28, 169#, searching for boys/men for penpals, friendship, exchanging video, pics, magazines & anything more. Your age, look & nationality is not so relevant. Write me at KW "Spirit", Postlegernsd, PA 1134 Vienna, Austria.

WGM, early 50's looking for other genuine WGMs for possible relationship. I am a NS, social drinker & enjoy lots of great bottom sex. I am into drag & quite attractive when performing. Also like viewing home erotica movies & cottage life. Can entertain at my Regina residence if desired. Reply Perceptions Drawer S7901.

Are you a rancher? Need someone to cook, housekeep, take care of yard or have a 2nd house and need someone to live in and care for it and yard? I will exchange for board and room or rent and utilities, GWM, 62. Call Otter at 306-773-6004

Saskatoon gay white male, mid 30's.
5'8", 150 lbs, looking to connect with
guy(s) mid 30's and over for clean healthy
uninhibited fun. Reply Perceptions
Drawer S8106.

Emmanuel, 25, 5'9", 170lb. black enjoys video, music, sports, visits, tour, etc. looking for a gay guy to fulfill his fantasies, looking for a caring & compassionate guy for a sweet lasting relationship. PO Box MS.5, New

FREE ADS!
MAKE NEW FRIENDS

Send us your personal classified ad by April 15 2002 & the first 25 words are free. \$6.00 for each additional 25 words.
\$3.00 for a Drawer #
SEND YOUR AD TODAY!

30

March 13, 2002

PERCEPTIONS

【付記】 本稿に掲載したウェブ・サイトの最終閲覧日は2018年6月20日である。